

くらしの安心情報

情報ファイルNO.167

平成28年6月10日

「今なら電力の小売全面自由化の関係で費用負担なしで太陽光発電システムを設置できる」と電話があった。説明に不審な点が多いのですが...

相談内容

【相談者 50代 女性】

電力会社を名乗り「今なら電力の小売全面自由化の関係で費用負担なしで太陽光発電システムを設置できる」と電話がありました。話を聞くうち、電力会社ではない県外業者だとわかり、説明が不審だったので電話を切りました。電力会社をかたった悪質な電話勧誘だと思うのですが...

対処方法

これは、電力の小売全面自由化に便乗して太陽光発電システム、電気温水器、蓄電池等の設置を勧誘する手口です。

- ・相談者には、電力の小売全面自由化で新たな機器を購入する必要がないことを伝え、電力の小売自由化と直接関係のない契約については、必要性を十分に検討して、判断するよう助言しました。
- ・このような機器や電力の新料金を訪問販売や電話勧誘販売で申込みした場合、契約書面を受領した日から起算して8日以内であればクーリング・オフができます。
- ・また、電力の小売全面自由化に便乗して、発電設備などへの投資の勧誘も行われているので、投資対象がよくわからない勧誘には安易に乗らないよう注意しましょう。
- ・万一、トラブルにあったら、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン「188(いやや)」)

「電力の小売全面自由化」については、[「くらしの安心情報ファイル 164」](#)もご参照ください。富山県消費生活センターの[ホームページ](#)からもご覧になれます。



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890